

4 2 . 4 6

相互に類似する公開意匠 A、A' が同日又は異日に初めて公開されたものである場合において、それぞれの公開意匠と同一の意匠について意匠登録出願を意匠法第 4 条第 2 項の規定の適用を受ける手続と共に同日にした時に、「証明する書面」にはそれぞれの出願の意匠と同一の公開意匠しか記載されていなかった場合の取扱いについて

両出願が、本意匠と関連意匠出願の関係にあるか否かにかかわらず、意匠登録出願の意匠 A については、意匠法第 3 条第 1 項第 1 号又は第 2 号に該当するに至らなかったものとみなすことができる公開意匠は A のみであり、同様に意匠登録出願の意匠 A' については、公開意匠 A' のみである。

したがって、意匠登録出願の意匠 A は公開意匠 A' と類似し、又意匠登録出願の意匠 A' は公開意匠 A と類似することから、いずれも意匠法第 3 条第 1 項第 3 号の意匠に該当し、拒絶となる。

なお、意匠登録出願 A 及び A' の出願に当たり、それぞれ公開意匠 A 及び A' を「証明する書面」に記載し、意匠法第 4 条第 2 項の規定の適用が認められれば、他に拒絶の理由がない限り意匠登録出願の意匠 A 及び A' は登録される。(説明は、4 4 . 4 4 を参照)

